

五泉市 議会だより



第29号

平成26年
10月24日

■発行／五泉市議会 ■編集／広報委員会 ■議会事務局／〒959-1692 新潟県五泉市太田1094番地1
TEL.0250-43-3911 (内線370) FAX.0250-43-2716



五泉北中学校の運動会

議長室から



議長
林 茂

八月十日に高知県へ上陸した台風十一号は、各地に大量の雨を降らせて大きな被害をもたらしました。この台風の影響で当市には高温の強風が吹き、市内東部の水稻を中心とした農作物が被害を受けました。この災害に関して、九月定例会初日に議員が提出した「早急な農業者支援に関する決議」は即日可決され、最終日には、当局が追加提出した台風被害による農業者支援のための補正予算が可決されたところであります。

さて、三月臨時会で議員から提案された「発議第二号 五泉市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、建設産業常任委員会の継続審査となっていました。しかし、当局は今定例会に発議第二号の代替案である議第六十号を提出し、議会はこれを可決しました。このため発議第二号は、「一度議決した議案と同主旨同内容の議案は、その会期中に再び審議しない。」という議会運営の原則に従い、議決不要という結果になりました。

平成26年 第5回 9月定例会

第5回9月定例会は、9月3日から26日までを会期として開催し、条例の一部改正や各会計の平成26年度補正予算、平成25年度決算などについて慎重審議の結果、次のとおり議決しました。

なお、建設産業常任委員会に付託して継続審査となっていた「発議第2号 五泉市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、同主旨の市長提出議案である「議第60号 五泉市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について」が可決されたため、一事不再議の原則(注)により、議決不要となりました。

提出者	審議案件	審査した委員会※1	議決結果	概要
市	議第53号 専決処分の報告承認について〔平成26年度五泉市一般会計補正予算(第5号)〕		承認	既決予算総額に54万3千円を追加し、歳入歳出予算総額を240億4,610万3千円とするものです。歳入は諸収入で損害共済金。歳出は本町6丁目大火により被災した建物が、台風8号の接近により歩行者や近隣住宅等へ被害を及ぼさないようにするための応急対策委託料等です。
	議第54号 専決処分の報告承認について〔平成26年度五泉市一般会計補正予算(第6号)〕		承認	既決予算総額に70万円を追加し、歳入歳出予算総額を240億4,680万3千円とするものです。歳入は市債で、林業施設災害復旧事業費充当債です。歳出は7月9日未明からの豪雨により被害を受けた、農地及び林業施設等を応急復旧するための追加です。
	議第55号 専決処分の報告承認について〔平成26年度五泉市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)〕		承認	既決予算総額に70万円を追加し、歳入歳出予算総額を10億8,692万9千円とするものです。歳入は一般会計からの繰入金で、歳出は7月9日未明からの豪雨により被害を受けた施設の修繕料及び土砂撤去委託料です。
	議第56号 五泉市税条例の一部を改正する条例の制定について	総務文教	可決	地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、法人市民税の法人税割と軽自動車税の税率の改正、及び軽自動車税の特例措置等の規定について改正を行うものです。
	議第57号 五泉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	市民厚生	可決	児童福祉法の改正に伴い、新たに五泉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について必要な事項を規定するものです。
	議第58号 五泉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	市民厚生	可決	子ども・子育て支援法の制定に伴い、新たに五泉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について必要な事項を規定するものです。
	議第59号 五泉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	市民厚生	可決	児童福祉法の改正に伴い、新たに五泉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について必要な事項を規定するものです。
	議第60号 五泉市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について	建設産業	可決	受益者が個人かつ居住用に使用している土地について、1,000㎡を超える部分にかかる受益者負担金の徴収を猶予することができるように規定するものです。
	議第61号 五泉市学校給食センター条例を廃止する条例の制定について	総務文教	可決	平成27年度から全ての学校で自校方式の給食を実施することができるため、平成26年度をもって五泉市学校給食センターを廃止するものです。
	議第62号 五泉市学校給食給食費徴収条例を廃止する条例の制定について	総務文教	可決	五泉市学校給食センターを廃止することに伴い、給食費の徴収条例を廃止するものです。
長	議第63号 平成26年度五泉市一般会計補正予算(第7号)	総務文教 市民厚生 建設産業	可決	既決予算総額に8億7,792万2千円を追加し、歳入歳出予算総額を249億2,472万5千円とするものです。歳入の主なものとは市税及び繰越金、がんばる地域交付金の追加と普通交付税の減額などです。歳出の主なものは、がんばる地域交付金事業、ファミリー住まいる住宅取得補助金、ワクチンの接種費用及び被災者住宅支援事業補助金の追加などです。

(注) **一事不再議の原則**：議会で一度議決した案件と同じ主旨・内容の案件については、その会期中に再び審議しないことを「一事不再議の原則」といいます。

◆目次

第5回9月定例会

議決結果・議案概要

2
3

委員会審査報告

総務文教常任委員会

4

市民厚生常任委員会

5

建設産業常任委員会

6

決算審査特別委員会

7

平成25年度決算の概要

8

議員別議案賛否一覧表

9

一般質問(12名)

10

発議・請願・当局報告

11

編集後記

12



提出者	審 議 案 件	審査した 委員会 ※1	議決 結果	概 要
市	議第64号 平成26年度 五泉市国民健康保険特別会計補正予算 (第2号)	市民厚生	可決	既決予算総額に7,976万5千円を追加し、歳入歳出予算総額を62億9,346万6千円とするものです。歳入の補正は、過年度分の精算による国県支出金及び一般会計繰入金に加減と繰越金額確定による追加です。歳出の主なもの、金額の確定による後期高齢者支援金等、前期高齢者納付金等、国等への負担金等の返還金などです。
	議第65号 平成26年度 五泉市介護保険特別会計補正予算 (第2号)	市民厚生	可決	既決予算総額に6,822万6千円を追加し、歳入歳出予算総額を60億798万7千円とするものです。歳入の主なもの、繰越金の確定等による追加と財政安定化基金借入金の減額です。歳出の主なもの、地域支援事業費と包括的支援事業・任意事業費の追加と、平成25年度分の確定による償還金と繰出金の追加などです。
	議第66号 平成26年度 五泉市下水道事業特別会計補正予算 (第2号)	建設産業	可決	既決予算総額に551万円を追加し、歳入歳出予算総額を37億1,699万6千円とするものです。歳入は一般会計繰入金と消費税・地方消費税の確定申告に伴う諸収入の減額です。歳出の主なものは消費税・地方消費税の追加と修繕料の追加などです。
	議第67号 平成26年度 五泉市簡易水道事業特別会計補正予算 (第2号)	建設産業	可決	既決予算総額に470万円を追加し、歳入歳出予算総額を10億9,162万9千円とするものです。歳入の主なものは他会計工事負担金と雑入の工作物移転料の追加です。歳出は配水管布設替工事費および消火栓取替工事費の追加です。
	議第68号 平成26年度五泉市川東財産区一般会計 補正予算(第1号)	建設産業	可決	既決予算総額に1万2千円を追加し、歳入歳出予算総額を396万円とするものです。歳入は平成25年度繰越金の確定による追加であり、歳出は予備費の追加です。
	議第69号 平成26年度 五泉市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第2号)	市民厚生	可決	既決予算総額に1,018万3千円を追加し、歳入歳出予算総額を4億8,264万1千円とするものです。歳入は金額が確定したことによる繰越金の追加で、歳出は出納整理期間における前年度保険料徴収分の後期高齢者医療広域連合納付金の追加と、精算に伴う一般会計への繰出金の追加等です。
	議第70号 平成25年度 五泉市水道事業剰余金の処分について	決算審査	可決	平成25年度未処分利益剰余金2億486万3,979円について、1,100万円を企業債償還のための減債積立金に積立て、1億9,386万3,979円を建設改良積立金に積立てるものです。
	議第71号 平成26年度 五泉市水道事業会計補正予算(第2号)	建設産業	可決	収益的収支の支出予定額に、システムコード等変換委託料10万8千円を追加するものです。また、資本的収支の収入に消火栓整備等工事の他会計負担金284万4千円を追加し、支出には消火栓整備等工事など347万9千円を追加するものです。
	議第72号 平成26年度 五泉市一般会計補正予算(第8号)		可決	既決予算総額に11万3千円を追加し、歳入歳出予算総額を249億2,483万8千円とするものです。歳入の県支出金は農林水産業振興資金利子補給補助金の追加です。歳出は、台風11号の被害等により収入が減少した農業者に対する資金融資及び信用保証料の支援に要する費用の追加と、予備費の収支調整の減額です。
	認定第1号 平成25年度五泉市一般会計歳入歳出決算 の認定について	決算審査	認定	7～8ページをご参照ください。
	認定第2号 平成25年度五泉市国民健康保険特別会 計歳入歳出決算の認定について	決算審査	認定	
	認定第3号 平成25年度五泉市介護保険特別会計歳 入歳出決算の認定について	決算審査	認定	
	認定第4号 平成25年度五泉市下水道事業特別会計 歳入歳出決算の認定について	決算審査	認定	
	認定第5号 平成25年度五泉市簡易水道事業特別会 計歳入歳出決算の認定について	決算審査	認定	
	認定第6号 平成25年度五泉市川東財産区一般会計 歳入歳出決算の認定について	決算審査	認定	
	認定第7号 平成25年度五泉市後期高齢者医療特別 会計歳入歳出決算の認定について	決算審査	認定	
	認定第8号 平成25年度五泉市水道事業会計決算 の認定について	決算審査	認定	
請 願	請願第5 「学費と教育条件の公私間格差は正にむ け、私立高等学校への私学助成の増額・ 拡充を求める意見書」の採択に関する請願	総務文教	採択	「学費と教育条件の公私間格差は正にむけ、私立高等学校への私学助成の増額・拡充を求める意見書」を採択のうえ、関係機関へ意見書を送付するよう求めるものです。
	請願第6 政府による緊急の過剰米処理を求める 請願	建設産業	採択	米の備蓄過剰基調が米価下落を招き、農業経営支援が縮小するなか、米価の暴落が懸念されている。このため、緊急に過剰米処理を行って米の需給と価格の安定をはかるよう求める意見書を、政府関係機関に提出するよう請願するものです。
議 員	発議第9号 自然災害による農作物被害に対する早 急な農業者支援に関する決議		可決	農家経営が厳しい状況に置かれているなか、台風の影響によるフェーン現象により大規模な農作物被害が発生した。農家経営が危機に直面しているため、早急な農業者支援の実施を求めるものです。
	発議第10号 決算審査方法に関する動議		否決	平成25年度の決算審査について、特別委員会を設置して付託をするという方法ではなく、各常任委員会で審査することを求めるものです。
	発議第11号 学費と教育条件の公私間格差は正にむ け、私学助成の増額・拡充を国に求める 意見書の提出について		可決	学費と教育条件の公私間格差は正にむけ、国に対して、私立高校生への就学支援金制度の拡充と、私立高校への経常費助成を増額・拡充するよう求める意見書を提出するものです。
	発議第12号 学費と教育条件の公私間格差は正にむ け、私学助成の増額・拡充を県に求める 意見書の提出について		可決	学費と教育条件の公私間格差は正にむけ、県に対して、私立高校生への県独自の学費軽減制度の拡充と、私立高校への経常費助成を増額・拡充するよう求める意見書を提出するものです。
	発議第13号 政府による緊急の過剰米処理を求める 意見書の提出について		可決	米の需給と価格の安定をはかるため、緊急に過剰米処理を行うよう求める意見書を提出するものです。
	発議第14号 来年10月からの消費税10%増税の中止 を求める意見書の提出について		可決	今年4月の消費税率の引き上げが個人消費や国内総生産に大きな影響を及ぼして、この反動は7月になっても回復傾向にない。今以上の景気悪化を防ぐため、来年10月からの消費税増税を中止するよう求める意見書を提出するものです。

※1 総務文教：総務文教常任委員会，市民厚生：市民厚生常任委員会，建設産業：建設産業常任委員会，決算審査：決算審査特別委員会

総務文教常任委員会 審査報告

◎鈴木 良民
○猪熊 豊

相田 豊
町田 俊夫

塚野 弘
長谷川政弘

佐藤 浩

去る九月五日の本会議において、本委員会に付託された事件は、

議第五十六号 五泉市税条例の一部を改正する条例の制定について

議第六十一号 五泉市学校給食センター条例を廃止する条例の制定について

議第六十二号 五泉市学校給食給食費徴収条例を廃止する条例の制定について

議第六十三号 平成二十六年五泉市一般会計補正予算（第七号）のうち本委員会所管に属する事項

請願第五

「学費と教育条件の公私間格差是正にむけ、私立高等学校への私学助成の増額・拡充を求める意見書」の採択に関する請願

以上の五件であります。

審査にあたりましては、当局の出席を求め慎重に審査を行った結果、お手元に配付申し上げました委員会審査報告書、請願審査報告書に記載のとおり、決定した次第であります。

なお、審査経過における主なる質疑について申し上げます。

まず、総務課所管の質疑の中で、防災行政無線に係る修繕料十七万円に関連して、

防災行政無線で「やまびこ」のようになって何を言っているのかわからないという苦情がある。音量調整などで技術的に対応できないのか、とたまたまのところ、スピーカーの向きを微調整して対応しているところ

もありますが、天候によっても音の伝わりが変わるなど百パーセント解決するものがないというのが現実であります。苦情やご相談をいただいたときは現場を確認しながら対応を考えたいと思います、との答弁でありました。

次に、被災者住宅支援事業補助金二百二十五万円に関連して、算出根拠をたまたしたところ、

本町六丁目の火災での被災者八世帯、吉沢一丁目の火災が一世帯ということ、月額二万五千円を上限として来年三月分までを見込みました。最長十二月間ということ、四月以降は新年度予算で対応させていただきたいと思ひます、との答弁でありました。

さらに、本町、吉沢の火災より以前の被災者について、適用のさかのぼりはどれくらいかと、たまたしたところ、

六月議会での決議を受けまして六月の火災の被災者からを対象と考えています、との答弁でありました。

次に、企画政策課所管の質疑の中で、ファミリー住まい住宅取得補助金二千五百九十万円に関連して、六十五件の申し込みまたは相談があるとの説明に対して、

県外からの申請者はどれくらいあるか、とたまたしたところ、

市外からの申請者は三件で、うち県外は一件です。相談まで含めた件数では六十五件のうち十二件が転入の方であります、との答弁でありました。

さらに、市内業者を活用するなどの条件を満たして上限最高額での申請の割合はどれくらいか、とたまたしたところ、

市内業者を活用されたい方が約五割となつています。ハウスメーカーが請け負つても、そのうちの七割

以上の施工を市内業者が下請けした証明があれば、市内業者活用と同等ということも説明しております、との答弁でありました。

次に、教育委員会所管の質疑の中で、図書館費の外構整備工事千三百十万円に関連して、昨年整備した駐車場と玄関を結ぶ通路整備、及びそれに伴う市道拡幅の工事費と、駐輪場撤去による仮設駐輪場の借り上げ料などを計上したとの説明に対し、

仮設の駐輪場については、仮設するのではなく玄関前の駐車場スペースの中にきちんとつくれば良いのではないかと、とたまたしたところ、

書庫棟の建て替えがあり、前の駐車場は仮囲いして工事現場として使うことが予想されるため、駐輪場を別の場所に仮設することを考えています、との答弁でありました。

次に、税務課所管の質疑の中で、「議第五十六号五泉市税条例の一部を改正する条例の制定について」に関連して、

今回農業被害もあつたわけだが、農耕用小型特殊自動車（税も上がる）について一年遅らすなども可能と思うが、条例改正にあたって検討はどのようにしたのか、とたまたしたところ、

税でありますので公平性を保つため国の基準に従つて改正することを政策会議で決定しました、との答弁でありました。

このほか、細部にわたり詳細なる質疑応答が行われました。

以上、会議規則第三十九条の規定により報告いたします。

市民厚生常任委員会 審査報告

◎牛腸 利栄
◎佐藤 渉

林 茂
長谷川真介

剣持 雄吾
松井 聡

安中

聡

去る九月五日の本会議において、本委員会に付託された事件は、

議第五十七号

五泉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

議第五十八号

五泉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

議第五十九号

五泉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

議第六十三号

平成二十六年五泉市一般会計補正予算（第七号）のうち本委員会所管に属する事項

議第六十四号

平成二十六年五泉市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）

議第六十五号

平成二十六年五泉市介護保険特別会計補正予算（第二号）

議第六十九号

平成二十六年五泉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第二号）

以上の七件であります。

審査にあたりましては、当局の出席を求め慎重に審査を行った結果、お手元に配付申し上げました委員会審査報告書に記載のとおり、決定した次第であります。

なお、審査経過における主なる質疑について申し上げます。

こども課所管分の質疑の中で、平成二十七年四月より施行される議第五十七号、議第五十八号及び議第五十九号の条例について、各々審査を行いました。

これらの条例は、平成二十四年八月に成立しました「子ども・子育て関連三法」が、平成二十七年四月に施行されることに伴い、この度、本委員会に付託されたものであり

ます。

それでは、各議案に対する主なる質疑について順次申し上げます。

まず、議第五十七号五泉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてに関連して、この条例中、家庭的保育事業等における職員の配置基準、及び食事の提供方法については、どのようになっているのか。

また、認可権者である五泉市長の権限の及ぶ範囲、あわせて、これらの事業所に対する監査については、どのように考えているのか、とたざしたところ、

条例の制定にあたりましては、従うべき基準と参酌すべき基準、というものがああります。

まず、職員の配置基準については、市長が行う研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者、との規定がありますが、五泉市では現在、このような研修は行っておりませんが、あくまで保育士の資格を有する職員を配置することになると考えております。

しかし、今後は五泉市として、人材を育成していくことも考えられますので、この度の条例については、そのような型の規定になっております。

また、食事の提供方法については、自園における調理が基本となりますが、連携施設などからの搬入も可能であるため、調理員を配置しないことも可能となっております。

なお、認可権者が五泉市長でありますので、これらの事業所において、条例や法律などが遵守されない場合、その認可の取り消しもあり得ると考えております。

よって、市長は、行政指導及び行政処分まで行える権限を有していると考えております。

あわせて、これらの事業所に対する監査については、現在の監査方法に準じて、五泉市が行うことになるかと考えておりますし、その監査状況あるいは指摘事項などを、公表

する必要があると考えております、との答弁でした。

次に、参入を希望する社会福祉法人や民間企業などより、現在問い合わせはきているのか、とたざしたところ、来年からであります、小規模保育事業について、計画が一件なされております、との答弁でした。

次に、議第五十八号五泉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてに関連して、

この条例中、特定教育・保育施設が正当な理由として、保護者からの利用の申込みを拒否するものは、どのようなものが考えられるのか、とたざしたところ、

特定教育・保育施設は、保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない、と条例で規定されておりますが、認定申請の際に、虚偽の申し出などがなされた場合、この理由に該当するものと考えております。

また、仮に保育料の滞納があった場合、それを理由に施設の利用を拒まれるとしても、五泉市が利用調整を行い、必要な措置を講じていきたいと考えております、との答弁でした。

次に、議第五十九号五泉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてに関連して、

この条例により、学童クラブの運営について、新たに民間企業が参入してきた場合、現在の学童クラブとの区割りはどうなるのか、とたざしたところ、

現在、学童クラブの運営については、五泉市のみで行っておりますが、今後、民間企業の参入があった場合、その対応については協議してまいりたいと考えております、との答弁でした。

このほか、細部にわたり詳細なる質疑応答がなされました。以上、会議規則第三十九条の規定により報告いたします。

建設産業常任委員会 審査報告

◎広野 甲 鈴木 光規 熊倉 政一
 ○平井 敏弘 阿部 周夫 伊藤 昭一

まず、三月二十八日の本会議において、本委員会に付託され継続審査となっていた事件は、

発議第二号

五泉市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

以上、一件であります。

次に、九月五日の本会議において、本委員会に付託された事件は、

議第六十号

五泉市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第六十三号

平成二十六年五泉市一般会計補正予算（第七号）のうち本委員会所管に属する事項

議第六十六号

平成二十六年五泉市下水道事業特別会計補正予算（第二号）

議第六十七号

平成二十六年五泉市簡易水道事業特別会計補正予算（第二号）

議第六十八号

平成二十六年五泉市川東財産区一般会計補正予算（第一号）

議第七十一号

平成二十六年五泉市水道事業会計補正予算（第二号）

以上、七件であります。

審査にあたりましては、当局の出席を求め慎重に審

査を行った結果、お手元に配付申し上げました、委員会審査報告書及び請願審査報告書、ならびに議決不要報告書に記載のとおり、それぞれ決定した次第であります。

なお、審査経過における主なる質疑について申し上げます。

まず、農林課所管分の質疑の中で、治山事業のうち測量等委託料六十万円について、次年度の県単補助事業を要望するための測量委託であるとの説明を受け、その採択基準は、地すべり防止区域の保全対象として関係戸数が一戸でよいのか、とたざしたところ、

小規模補助治山事業は、人家一戸の場合で該当になり、二戸以上になりますと県営の治山事業が可能ということになりました、との答弁でありました。

これに関連して、市内には、地すべりや崩壊の危険箇所が結構あると思うが、集落に十分周知をしながら、林業を守り住宅を守るというのが基本であり、今後よく注意しながら事業を進めていくべき、との意見が出されました。

次に、都市整備課所管分の質疑の中で、事業全体に渡ってこれだけ多くの工事があるわけだが、発注する段階で安全施設の関係は設計に入っているのか、とたざしたところ、

安全施設については、直接ではなく経費計上となっております。その安全の形につきましては、完了検査の時に写真で管理する部分と、業者の方が自主的に実施している安全パトロールに参加させていた。だいて、一緒に現場を視察した後、討論をして改善を申し出るという形になっております、との答弁でありました。

さらに、工事中に夜間の安全施設について、市はパ

トロールをするのか、とたざしたところ、

三年ほど前に、抜き打ちで回ったことがございます。去年と今年はまだ行っておりませんが、計画をしてやりたいと考えております、との答弁でありました。

これに対して、事故があつては遅いので、本当に安心・安全な工事を市全体の問題として捉え、安全管理に努めてもらいたい、との要望がなされました。

次に上下水道局所管分の質疑の中で、「議第六十号五泉市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について」に関連して、第五期事業計画区域には、千平方メートルを超える対象が約二十件ということだが、全体ではどのくらいか、とたざしたところ、

概数ではございますが、約八百件程度でございます、との答弁でありました。

さらに、面積の上限を千平方メートルに設定する過程で、例えば六百平方メートルや九百平方メートルではどのくらいの人が該当となるかを検討したのか、とたざしたところ、

六百平方メートルでも検討をしており、該当件数は約五十件程度ではないかと考えておりました、との答弁でありました。

このほか、細部にわたり詳細なる質疑応答がなされました。

以上、会議規則第三十九条の規定により報告いたします。

決算審査特別委員会 審査報告

◎剣持 雄吾 長谷川真介 阿部 周夫 松井 聡
 ○佐藤 浩 相田 豊 広野 甲

去る九月三日の本会議において、休会中審査として、本委員会に付託されました事件は、

認定第一号 平成二十五年度五泉市一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第二号 平成二十五年度五泉市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第三号 平成二十五年度五泉市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第四号 平成二十五年度五泉市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第五号 平成二十五年度五泉市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第六号 平成二十五年度五泉市川東財産区一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第七号 平成二十五年度五泉市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第八号 平成二十五年度五泉市水道事業会計決算の認定について

議第七十号 平成二十五年度五泉市水道事業剰余金の処分について

以上の九件であります。

審査は、去る九月十二日、十六日、十七日、十八日、十九日の五日間にわたって行いました。当局の出席を求め慎重に審査をいたしました結果、次のように、認定すべきものと決定した次第であります。

- 一、違法と認める事項 なし
- 二、不当と認める事項 なし
- 三、特に留意すべき事項 なし
- 四、監査委員の審査意見に対する意見 なし

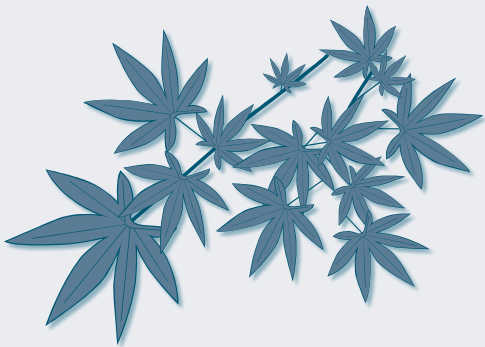
なお、委員からの要望意見として、消防職員の火災出動手当が三百円というのは、いかがなものか。広島県では子供の救助に当たっていた消防職員が土石流に飲み込まれて死亡するという事件も起きている。命を張って職務を行う際の手当としてはあまりにも安すぎるので強く改善を求める。

また、保育園での園児の受け入れ超過については、定員の百二十五パーセントまでは法律の許容範囲だということだが、定数割れしている保育園への調整を図りながら、定数内での健全な保育を望むものである。また、今後、下水道の説明会においては、市民から下水道に入っていたくという姿勢で、わかりやすく丁寧な説明を心がけられることを望む。

なお、「議会で決まったから」という言葉をよく耳にするが、市民に対し、議会が一方的に決めたような誤解を招くので、今後は「当局が提案して議会で承認してもらった」などと正確な話をしてもらいたい、という意見が出された。

最後に、本委員会において、当局提出資料に対して再三の訂正があり、これらの度重なる間違いに対し、五十嵐副市長の出席を求め厳重に注意を行ったところである。

以上、会議規則第三十九条の規定により報告いたします。



平成25年度 決算の概要

平成25年度の各会計の決算状況は次のとおりでした。

一般会計の決算状況を簡単にまとめると、平成25年度の一年間で、238億476万円の収入があり、227億9,741万円を支出しました。収支差引は10億735万円の黒字ですが、翌年度へ繰り越した事業の財源に9,890万円を充当したので、これを差し引きした実質収支は9億845万円になりました。

◆各会計の決算状況

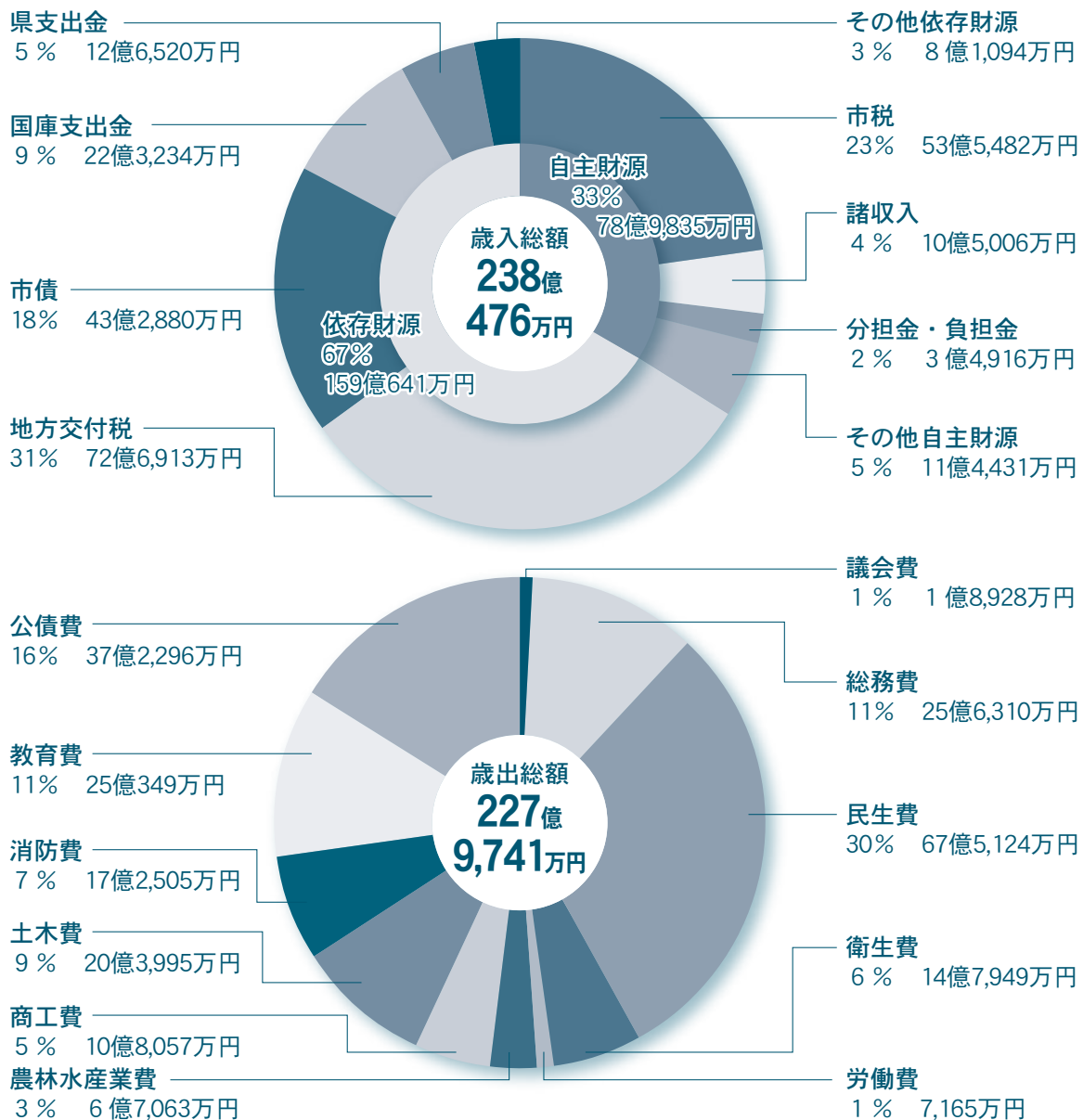
(1万円未満は四捨五入)

	一般会計	特 別 会 計						企業会計		
		国民健康 保 険	介護保険	下水道事業	簡易水道 事 業	川東財産区	後期高齢者 医 療	水道事業（税込）		
歳入	238億 476万円	59億 3,217万円	56億 7,986万円	33億 1,026万円	6億 246万円	413万円	4億 7,000万円	収益的 収 支	収入 10億3,336万円	支出 7億9,507万円
歳出	227億 9,741万円	58億 3,217万円	55億 8,978万円	33億 826万円	6億 241万円	31万円	4億 5,982万円	資本的 収支※1	収入 3億3,185万円	支出 7億5,506万円

※1 資本的収支の収入不足額4億2,321万円は、内部留保資金等で補てんした。

◆一般会計の決算概要

(1万円未満は四捨五入のうえ調整)



議員別議案賛否一覧表【○：賛成、×：反対、－：棄権】

提出者	議案番号	議案名	議決結果	議員名（議席番号順）																		
				安中聡	佐藤浩	長谷川政弘	伊藤昭一	松井聡弘	塚野弘	佐藤渉	平井敏弘	牛腸利栄	熊倉政一	広野甲	剣持雄吾	鈴木良民	町田俊夫	阿部周夫	相田豊	長谷川真介	鈴木光規	猪熊豊
市	議第53号	専決処分の報告承認について〔平成26年度五泉市一般会計補正予算(第5号)〕	承認	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議第54号	専決処分の報告承認について〔平成26年度五泉市一般会計補正予算(第6号)〕	承認	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議第55号	専決処分の報告承認について〔平成26年度五泉市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)〕	承認	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議第56号	五泉市税条例の一部を改正する条例の制定について	可決	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
	議第57号	五泉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	可決	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
	議第58号	五泉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	可決	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
	議第59号	五泉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	可決	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
	議第60号	五泉市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○
	議第61号	五泉市学校給食センター条例を廃止する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議第62号	五泉市学校給食給食費徴収条例を廃止する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議第63号	平成26年度五泉市一般会計補正予算（第7号）	可決	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
	議第64号	平成26年度五泉市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	可決	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
	議第65号	平成26年度五泉市介護保険特別会計補正予算（第2号）	可決	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
	議第66号	平成26年度五泉市下水道事業特別会計補正予算（第2号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○
	議第67号	平成26年度五泉市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○
	議第68号	平成26年度五泉市川東財産区一般会計補正予算（第1号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議第69号	平成26年度五泉市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議第70号	平成25年度五泉市水道事業剰余金の処分について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○
	議第71号	平成26年度五泉市水道事業会計補正予算（第2号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○
	議第72号	平成26年度五泉市一般会計補正予算（第8号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
認定第1号	平成25年度五泉市一般会計歳入歳出決算の認定について	認定	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
認定第2号	平成25年度五泉市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	認定	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
認定第3号	平成25年度五泉市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	認定	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
認定第4号	平成25年度五泉市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	
認定第5号	平成25年度五泉市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	
認定第6号	平成25年度五泉市川東財産区一般会計歳入歳出決算の認定について	認定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
認定第7号	平成25年度五泉市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	認定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
認定第8号	平成25年度五泉市水道事業会計決算の認定について	認定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	
請願	請願第5	「学費と教育条件の公私間格差是正にむけ、私立高等学校への私学助成の増額・拡充を求める意見書」の採択に関する請願	採択	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	×	○	○	×	○	
	請願第6	政府による緊急の過剰米処理を求める請願	採択	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議員	発議第9号	自然災害による農作物被害に対する早急な農業者支援に関する決議	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	発議第10号	決算審査方法に関する動議	否決	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	
	発議第11号	学費と教育条件の公私間格差是正にむけ、私学助成の増額・拡充を国に求める意見書の提出について	可決	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	×	○	○
	発議第12号	学費と教育条件の公私間格差是正にむけ、私学助成の増額・拡充を県に求める意見書の提出について	可決	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	×	×	○	×	○	○
	発議第13号	政府による緊急の過剰米処理を求める意見書の提出について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	発議第14号	来年10月からの消費税10％増税の中止を求める意見書の提出について	可決	○	×	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	×	○	○	×	○	○

※1

※1 法律に特別の定めがある場合を除く外、地方自治法第116条の規定により、議長は表決に加わっていません。

一般質問(通告順)

9月定例会では12人の議員が一般質問を行いました。通告順に従い、質問者一人につき2件まで、その要旨をお知らせします。

また、佐藤 浩議員の「災害への対応について」の質問に引き続き、阿部周夫議員から当局に対する関連質問^(※1)も行われました。

猪熊 豊	●村松の住居表示は、住民の願いである慣れ親しんだ通称名を町名に ●冬の寒さから高齢者などの命を守るため、暖房費補助の実施を
町田 俊夫	●基幹産業のコメ大打撃は五泉市の存亡が危惧される大問題 ●人気急上昇のふるさと納税、五泉市は特典導入を速やかに図るべき
安中 聡	●平成12年以前着工の木造住宅も耐震診断、改修の範囲に含むべき ●「第2給与」「癒着の象徴」とも呼ばれる政務活動費を廃止すべき
広野 甲	●高齢者のボランティアポイント制度で社会参加を促し、介護予防に ●消費者教育の充実をはかり、子どもや若者の消費者トラブル予防を
熊倉 政一	●ボランティア活動や環境活動を通じて入手できる地域通貨で、地域経済と環境活動を活性化させるシステムの導入を提案する
剣持 雄吾	●防災対策・記録的豪雨に対する対策・早めの避難勧告、避難指示 ●教育・防犯対策・防犯ブザーの配付について・補充等について伺う
伊藤 昭一	●台風11号による農作物被害に対する救済措置と風速計の設置を ●西公園は五泉市の玄関口、市民から愛され親しまれる公園整備を
佐藤 浩	●五泉市も集中豪雨が原因で災害が発生する可能性があるが、災害への対応について防災面や避難計画等、現在どうなっているのか
松井 聡	●非番消防署員が、6月21日火災時の非常招集に一部参集できなかった経緯と責任、呼集方法についてと今後の改善策を問う
相田 豊	●住居表示と愛宕・山王中学校統合の今後について
鈴木 良民	●五泉市防災マップを見直し、局地的集中豪雨災害に対応すべき ●防災教育で、こども目線で作成する「こども防災マップづくり」を
塚野 弘	●五泉市の土砂災害危険個所に対する予防計画の着実な推進を ●市発注工事の市内企業の下請け請負を強力に働きかけるべき

※1 関連質問

一般質問を行わない議員が、その時の質問者と議長の許可を得た上で、質問者の残時間の範囲内で、一項目に限り10分以内で行うことができる質問です。

当局報告について

定例会初日の9月3日に、市長から次のとおり当局報告がありました。

◆台風11号による農業被害について

去る8月10日に通過した台風11号の影響による農業被害について、ご報告申し上げます。

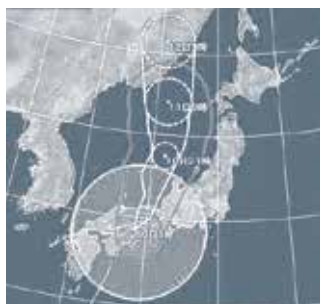
この度の台風11号につきましては、消防本部における観測によると、被害が発生したと考えられる、9日深夜から10日早朝の間で、最大風速は13.1m/s、気温は最高25.0℃、最低23.8℃の記録ではありましたが、被害発生地域におきましては、より強風・高温の状況になったものと想定されるところであります。

農作物の被害状況であります、水稻につきましては、川東地区全域及び巣本・木越・川内地区等の一部において、「白穂」及び「変色粳」の発生がみられ、当初1,700haと見込んでおりましたが、再調査の結果、程度の大小合わせおよそ1,200haであり、被害金額は、現段階で約2億9,000万円が見込まれると思っております。

なお、畑作物の関係につきましては、里芋の葉などに損傷が見られるものの、生育への影響が懸念される被害には至っていないものと考えております。

また、農業施設につきましては、パイプハウス3棟のビニールの破損を確認しております。

今後の対策につきましては、農業共済金の早期支給を関係団体に要請し、転作対応の加工用米等の減収に伴う出荷契約の変更、いわゆる作況調整につきましては、関係機関・団体と連携を密に進めるとともに、市の制度資金や県・団体の資金等の活用も十分検討してまいりたいと考えております。



発議について

— 以下の発議を可決しました。 —

発議第11号～13号は、請願第5～6を付託された常任委員会がそれぞれ「採択すべきもの」と決したため、各常任委員会の委員が発議したものです。

意見書については、すみやかに関係省庁へ提出しました。

◆発議第9号

自然災害による農作物被害に対する早急な農業者支援に関する決議

【提出議員】熊倉 政一 外18名

◆発議第11号

学費と教育条件の公私間格差是正にむけ、私学助成の増額・拡充を国に求める意見書の提出について

【提出議員】鈴木 良民 外6名

【送付先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣

◆発議第12号

学費と教育条件の公私間格差是正にむけ、私学助成の増額・拡充を県に求める意見書の提出について

【提出議員】鈴木 良民 外6名

【送付先】新潟県知事

◆発議第13号

政府による緊急の過剰米処理を求める意見書の提出について

【提出議員】広野 甲 外5名

【送付先】衆議院議長、参議院議長

◆発議第14号

来年10月からの消費税10%増税の中止を求める意見書の提出について

【提出議員】塚野 弘 外11名

【送付先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣

— 以下の発議を否決しました。 —

◆発議第10号

決算審査方法に関する動議

【提出議員】猪熊 豊

請願について

— 次の請願を採択しました。 —

◆請願第5

「学費と教育条件の公私間格差是正にむけ、私立高等学校への私学助成の増額・拡充を求める意見書」の採択に関する請願

【提出者】新潟県私学の公費助成をすすめる会
会長 中村 直美

【紹介議員】長谷川 政弘

◆請願第6

政府による緊急の過剰米処理を求める請願

【提出者】農民運動新潟県連合会
代表者 鶴巻 純一

【紹介議員】猪熊 豊



村松の栗の収穫

編集後記

十一月十五日「七五三」です。子供の健康と成長を祝う行事で、現在も盛んに行われている「七五三」は、もともとは三代將軍徳川家光の四男徳松（のちの五代將軍綱吉）の身体が虚弱だったので、五歳の祝いを慶安三年十一月十五日にとり行ったのがはじめと言われています。そもそも「七五三」の本来の意味は、やつと一人歩きする三歳、何でもやりたがる五歳、社会に仲間入りするための七歳と、子供の成長の節々に厄災に対する抵抗力をつけるための歳祝だそうです。体調の変わる年齢でもあり、「七五三」として子供に成長を自覚させ、親も過保護にならないよう戒めたたのことです。

さて、現代の親子関係はどうでしょう。先人の教えを改めて考えるよい機会ではないですか。

■広報委員会

委員長 佐藤 渉
副委員長 鈴木 良民
委員 鈴木 規
阿部 周夫
熊倉 政一
松井 昭一
伊藤 昭一

〃 〃 〃 〃

議会に関するご意見・ご要望をお寄せください。

議会事務局 ☎(43) 3911 / E-mail:gikai@city.gosen.lg.jp / URL:<http://www.city.gosen.lg.jp>